

形文化財があることを初めとして、貴重な史料がまた沢山積んでいよいようで、これを発掘することを楽し及ぼしている。

調査が進むにつれ、この紙面にての都度発表させていたたくつて、会員の卒直なご意見と、ご批判と期待していふる次第である。

(おあり)

調査・記録

床木部落共有林(二)

会員 泥谷捨夫

| その経営の移り変わり |

床木部落の定例総会は、毎年旧正月の十六日(今ま一月十六日)に開きます。正副議長各一名、書記一名、議事録署名委員四名を作り、住民の三分の二以上の出席を確かなめ、議長開会を宣する本格的な会議であります。何故かくも厳格になつたのか。それとも、各種役員の選出、もろもろの行事の協議もあるが、大正初期より、伐期到来の造林分移林、それに自然成長の松林、雑木林等の売却や、積立金の支出や配分など、金銭にかかる重要な問題を協議決定するからであります。

大正十二年、時の郡長某が、今上天皇御成婚記念として、床木の共有林の内五十五町歩を、明治村の共有林に提供せよと、強へ申込みがあつたが、床木住民の猛反対で、立消えになつたことがあります。

床木住民も共有林からの「累実」の配分にあずかる力

で、そのかわりに年によつて多少のちがいはあるが、年間七日から十日程度の、植込み、育植、下伐り手入等の出夫があり、大へんでした。

しかしまだ樂しみもありました。作業最終日は、二三名の女子き、午後早め下山から帰れし、準備をさせます。上戸には焼酎に干魚など、その他一般の者に及ぜんざいや菓子など、沢山用意して山下への空腹を接待して、その勞をねぎらうのが毎年の例であります。勿論費用は共有の積立金を当てます。その積立金も、床木全戸分と各組別の分があり、作業区分によつて支出も別です。

昭和十九年に、中尾の自然造林の松と、某製紙会社に売却しましたが、その搬出にはワイヤーロープによる架線で、山越えの搬出のその労苦は大へんでした。見えぬ谷筋で荷役し、途中の高低、カーブも平気で、スイスイと道路まで、しかもトラックへの積込台上へヒタリで、その能率的な作業ぶりを、床木の人達多數が見物に行つた程です。これではどんな奥山でも造林しようと、大いに造林意欲を盛り上げたものです。

昭和二十二年、自治法の改正があり、昭和二十九年四月二十日村議会の改賛を経て、村長から管理権の移譲を受け、管理者は時の主任組長(床木区長)が代表者となりました。

この年一月十六日の定例総会で、是までの「何某外何名」式の共有地名を、この機に全面連名登記の共有地として登記し、後記の五種地を四分五分割し、専大有造林原野を、逐次造林するよう決議しております。

で日、床木区の經營管理している部落共有林は、どのように種別され、どのように分担管理されているかを述べて見ましょう。

## 麻木部落共有林の現状

## 第一種地

麻木区全員で植林した分

トイゴヤ

三町歩

ムロブタ

三町歩

ウドヤ

八町歩

竹ノ河内

二反步

アカスダ

五町歩

シゲノ谷

八町歩

ヤカタ河内

土町歩

カガミ山

一反歩

合計

約三十二町三反歩

樹種 杉

二百二十六名分

## 第二種地

各組(四分込)別々造林した分

## 第一分區

(上組)徳歎・久保・上岡・横谷

ハイトコ

一町歩

ウドロ

四町歩

コジラギ

二町歩

鏡山の内

二町歩

合計

約九町歩

樹種 杉

六十五名分

## 第二分區

(上中組)水無・赤井・水出羽・荒舟・小迫

ハイトコ

一町歩

茶屋場

一町歩

竹・河内

四町歩

三余引

四町歩

合計

約十町歩

樹種 杉

四十二名分

## 第三分區

(下中組)岩下・河内・頬・平原・額戸

ハイトコ

二町歩

タネエフ

一町歩

トイゴヤ

三町歩

竹・河内

四町五反歩

合計

約十町五反歩

樹種 杉

六十四名分

## 第四分區

(下組)六田・岡田・下岡・大向

鏡山

二町歩

ナカタ河内

二町歩

西河内

一町歩

竹・河内

三町歩

合計

約八町歩

樹種 杉

五十名分

## 第三種地

貸与地

大平

五反歩

青年団へ

西河内

七町歩

津久見高校へ

## 第四種地

学校基本林

②

神社山

中展

五十町歩(内造林一町歩)

③

東峯

二十五町歩

## 第五種地

前記を除く太全部の土地(但シ松、津久見高校分を除く)

以上造林地約七十一町三反歩、樹令四十数年のものが植込二、三年の幼木まで、総数二十万本を越す杉林が、

麻木部落の共有林として成長しています。反別に約さけていますが、これは実測ではなく、植込苗木三百本をもつて一反歩として計算してあるからであります。

昭和二十九年八月十五日の臨時総会で、一月定期総会で決議の、達名共有登記の件、第五種地分割の件を、達がに実行するよう再確認し、分割委十三名を選出しました。尚共有地規約も從来の如く議事録に記録するだけにせず、規約書全二十二ヶ条を印刷し、有権者二百二十六戸全部に配付する様決議しております。

規約は改正された分もありが、少らず最後に日総会の決議を経て決定すると結んでおり、その改廢も三分の二以上の賛成があればよいというしく又に附して居ます。其後の決定事項を抜粋すると、

○第一種地と第五種地の自然生松の収益金は、三割を麻木区に積立で、七割を各戸に配分する。

○第二種地の収益金は、一割より三割を麻木区に積立て、残金を区民に配分する。

○第三種地の内青年団へ貸与分は、別々定めなし。

津久見高枝、貸与分は、昭和十六年より四十年間で、  
壳上金の四割を土地代として床木又へ支払う契約で、

床木又と一ては受取、古全額を積立金へ。

○ 第四種地 学校基本林収益金は、五割を学校建築準備  
基金として積立て、四割を床木又に積立て、一割を

手入代として又民へ配分する。

神社山の収益は、全額別途積立て、従来の慣習通り、  
神社の營繕・改築等、維持費に充当する。

○ 第五種地 主に丈余のスダ山や、森や、かずらの原  
野だが、前記分割委員の努力により、入会権地を西  
河内の一帯に残し、四組に分割することを、昭和三  
十年末までに終りました。

昭和三十一年一月十五日の定期総会で、前記の登記及

び分割の必要、それは町村合併へ明治・上野・切畑三か  
村に關連して、新村に提供せねばならなくなるので以  
ないが、七大原野を徒らに放置するより、各又に分割  
し、さらに造林に精出した方が有利ではないか、また権  
利義務についても、連名共有地の後継人は、一権利に一  
名後継世帯主に限る。売買へ担保権を含むことを認め、  
住所を移しても公租公課を果たす者及権利者と認める。  
但し三年間義務を怠れば、権利を放棄した者として扱う  
等を、満場一致承認議決しています。

祖先のお蔭であるが、共有財産は育難いものです。二  
三の例を挙げれば、エンジン付消防ポンプは、紀元三千  
六百年記念として昭和十五年に購入しました。このポン  
プは戦時中は、佐伯海軍航空隊へ貸してしまった。  
小学校備品のピアノは、昭和十八年に購入、これも南  
郷内で皮トツアでした。ピアノは当時又田舎の学校とし  
ては珍らしく、他校生徒を羨ましからせました。

床木公民館も、小学校の雨天体操場を兼ねた百坪を越  
すものを、昭和二十一年建築、終戦直後の虚脱状態の中  
で、映画・演劇等催し物の際場所提供も出来ました。ま  
た數十枚の畠を購入し、柔道の稽古場となり、数名の有  
段者も出たほどで、青少年たちにとつては、何よりの施  
設でありました。

ずっと古い話ですが、昭和三年、八明道路(當時の八幡  
村海崎と明治村麻木を結ぶ県道)建設の際は、受益者地元員  
組として巨額の金を、そぐくり麻木又の積立金から支出  
しています。

昭和二十四年、昭和中学校建築の際も、各戸負担金額  
を又の積立金から一括支出、それで各戸では何程ずつの  
負担額、ちつとも知らぬ連中も居たようです。

小部落の橋架け、道路の拡幅・改良・舗装工事など、  
すべて積立金から次々と補助金を出しします。今ではどん  
な裏道も舗装され、床木又各組毎の公民館も、次々と  
出来ています。

こつように、まことに結構ずくめの共有財産も、雑木  
林日本炭製造が全くなく、バルブ栓と zwar ても不振、かえ  
て松食虫が出現で、自然成長林の松林が金にならなくな  
り、どうしても植林は難る目かない状態に追いこまれま  
した。

ところが、昭和四十年頃から、所得倍増、高度成長が  
言われるようになり、区内各戸の中堅クラスは、殆んど  
夫婦二人共、会社や工場へ勤きに出、所謂月給取りにな  
つて、共有林の造林作業の出夫が少なくなりました。日  
曜日は催しましても集りが悪く、日当を高くしましても  
効果が少なく、たまに若い女性がやりましても、山仕  
事は不慣れ不向きで困ります。それで新規造林どころか、  
壳却跡地の植込みも出来かねる有様で、又の首脳部や心

ある人々は、頭を痛めています。

しかし、次号へのべるよう有名な「有難い制度」が出現し、山林所有者や、広い造林適地を持つ者は、安心し喜んで拡大造林が出来るようになりまし。従って麻木又の共有地や、旧明治村の共有地も、この制度の適用を受け、今盛んに造林面積を拡大しておられます。

(資料) 麻木又総会議事録・同申合せ規約書

(→づく)

### 調査記録

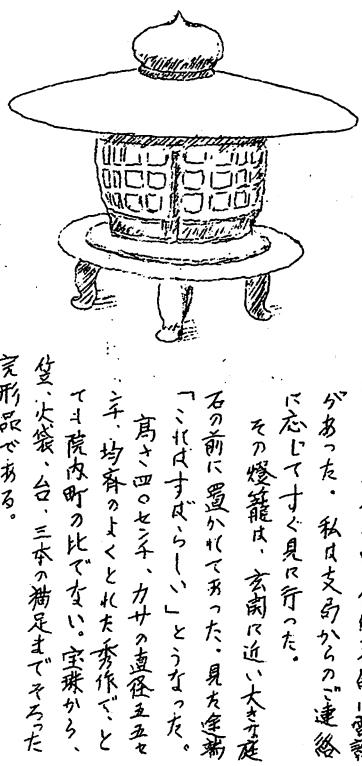
#### 鉄製のすばらしい雪見燈籠

すぐれた野村家の文化財について

会員 羽柴 弘

一ヶ月程前の大分合同新聞に、院内所で天正元年の鉄製雪見燈籠が発見されたこと、写真入りで報道された。  
「そなれ燈籠なら、うちにもある」と佐伯市役所中又の野村弘氏

(医師)から、大分合同報道支局に電話  
「あつた。私は支局からお達後  
お忘れですぐ見に行つた。



その燈籠は、玄関附近、大きな庭  
石の前に置かれておった。見た途端  
「これはすばらしい」とうなづいた。

高さ四〇センチ、カサの直径五センチ、身寄りよくとれた秀作で、と  
てす院内町の比でない。宝珠から、

袋、火袋、台、三本の脚足までそろつた  
完形品である。

筆にはつきりと鋳出した「天正十八年 与次郎作」の文字がある。この天正十八年は、院内所のそれより下つていねが、同じ「与次郎」の作である。与次郎とは、いかなる人であろうか。新聞では加賀の住人で、刀の鍛師ということであつたが、調べて見たがどつとも別人のようである。

作者は茶の湯の釜師が本職、近江国栗田郡辻村に弘治元年(五五〇)ごろ生まれ、名は実行、蒸原性を名乗つたが、利久釜形の創造者で、秀吉から「天下一」の称号を許された、釜にかけては当時第一人者の存在であつた。「辻の与次郎」で鳴りひびいていたといふ。

当時は勿論戦国時代、争乱に明け暮れして、武将達は、茶の湯を大切なものとついていた。自分で茶室を建築し、庭園・露次の数奇をこらし、石燈籠も遠州型、織部型などいろいろ工夫している。

思うに天下一の釜師と次郎は、雪見燈籠の鋳造を誰かが所望して、その作品をかなり高く評んで上つたことであろう。詫年から推算すると、そして同一人物の与次郎の作だとすれば、院内所のは天正元年だとおぼえられ、即ち十八歳、年が若すぎるが、製作初期のもの、この

野村家のものは三十五、六歳の時の作品、与次郎は慶長八年(一六〇三)没して、没してから、既に一家を成り、鋳造の技術も円熟の域に達していったことが考えられる。

人名事典や工芸関係の本で見ると、「ふせ」と「与次郎」は第一級の風爐師(茶の湯に用いる釜を鋳造する)として名がひびいていたが、それ外鰐口・燈籠(鐵製雪見燈籠)の作品もあちこちに残っていると、う。

このよろな名前の方になつた文化財が、おが佐伯市にもあつた。今までも、ところにある文化財として、指定し、愛護したい。個人所有結構、さらに充分調査研究して、さし当たり佐伯市の指定文化財としての手続きをすすめ、また折を見て一般の人々へ公開、觀賞に供したいとのと思う。

(上掲スケッチは、写真のうつし書きで、形バランスなどでの通りだが、火袋の格子(すかし)は、ひきぬか太まがにまつている。)